農業振興地域整備計画変更手続のフローチャート

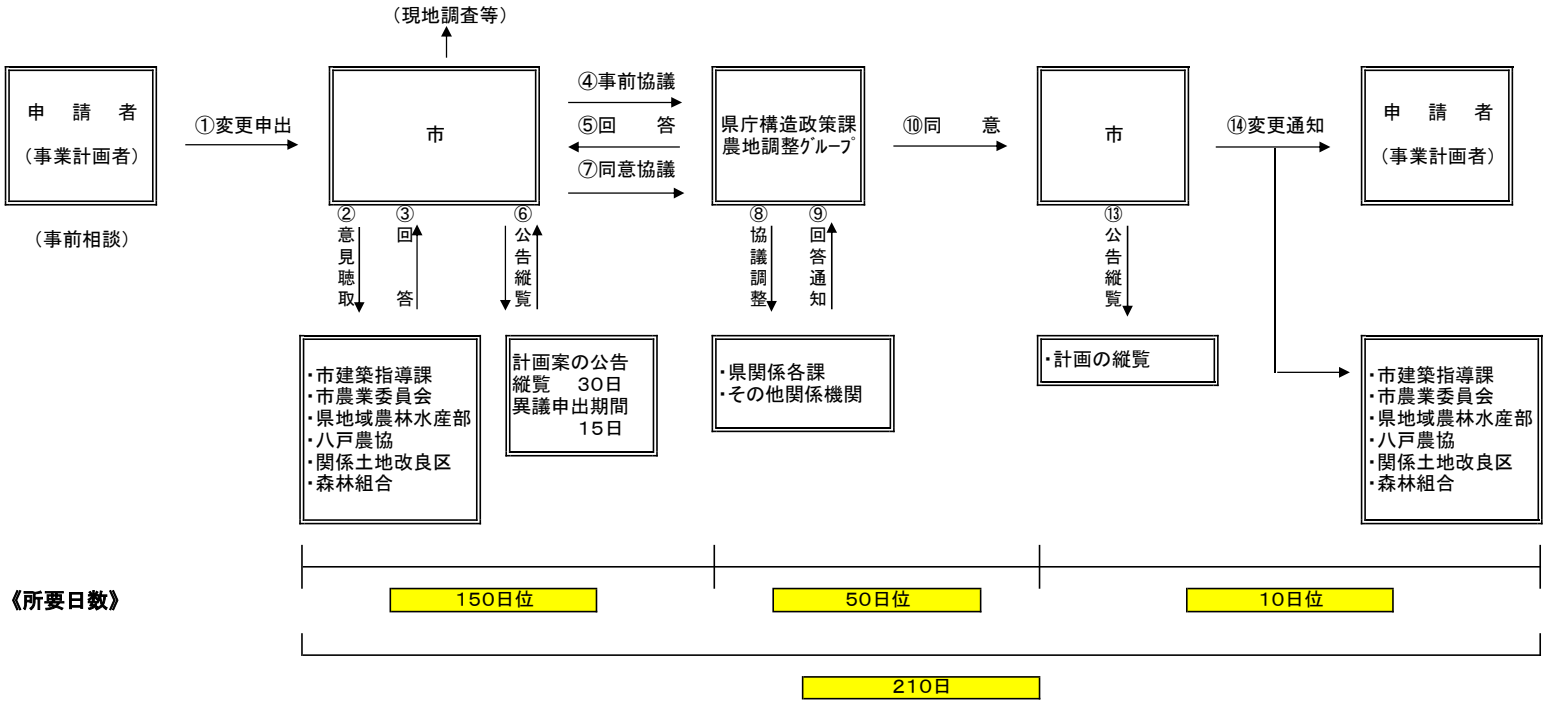

○所要日数については、早くて210日位（約7ヶ月）を要しますが、申請内容によっては、これ以上の日数を要することもあります。（受付時期ごとの一括処理のため）

《受付予定表（除外の場合）》

	事前相談	受付期間
６月受付	5月末まで	6月1日～20日
10月受付	9月末まで	10月1日～20日
２月受付	1月末まで	2月1日～20日

※ 編入、用途変更の場合は、農政課との事前相談完了後、
必要書類が整い次第随時受付します。

※ただし、公共事業、国庫補助等に伴うものは、この限りではありません。

《農用地区域から除外できる要件 》

ア　農用地以外に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。
イ　農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
ウ　農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
エ　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
オ　土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
カ　土地改良事業等の実施中、又は工事完了公告後、8年未満ではないこと。